

徳島県公安委員会規則第11号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則

(徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第1条 徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和2年徳島県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「国家公安委員会規則」という。」を削る。

第2条第2項第1号中「(以下「公安委員会」という。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

第3条の見出し中「手続等」を「申請等及び処分通知等」に改め、同条中「手続等は、別表のとおり」を「申請等及び処分通知等は、インターネットの利用その他の方法により随時公表するもの」に改める。

第4条第1項中「をいう」の次に「。次条において同じ」を加え、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第4条第3項第3号中「前項第3号」の次に「又は第4号」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 公安委員会等は、申請等を行う者が、第1項に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第10条中「手続等」を「申請等及び処分通知等」に改め、同条を第12条とする。

第9条を削り、第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第1項中「をいう」の次に「。次項、第3項、次条及び第8条において同じ」を加え、「当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければ」を「

公安委員会等が定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって知事又は本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続して行わなければ」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 公安委員会等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 公安委員会等は、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第5条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申請等を行う者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、前条第1項の規定による入力が困難である場合
- (4) その他申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第6条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第7条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところにより行う届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第8条 第5条第1項第1号及び第2号の規定は、法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当

と認められる部分がある場合について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「申請等を行う者」とあるのは「処分通知等を受ける者」と、同項第2号中「申請等」とあるのは「処分通知等」と、「確認」とあるのは「交付」と読み替えるものとする。

別表を削る。

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第11項中「しなければならない」を「しなければならない」に改め、同項第3号中「、又は」を「又は」に改める。

第4条の2第6項中「別記様式第1号の7」を「別記様式第1号の5」に改め、同条第10項中「廃棄」の次に「（第7項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「当該駐車許可証」の次に「（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、「掲出」を「掲示」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項本文の規定による駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成する場合であって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第15条第4項中「別記様式第10号の3の」を「第17条の2に規定する」に改める。

別記様式第2号から別記様式第4号の2までの様式中「第8条」の次に「、第10条」を加える。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

※ 整理番号

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任、解任
届出記載事項(①③⑤⑦⑨⑩⑪)を変更 } したので
お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名
〒
住 所

(電話)

② 選任年月日		年 月 日		⑨ 使用の本拠の 名 称 位 置 業種別	(ふりがな)													
③ 安全運転管理者氏名		(ふりがな)																
④ 資 格 要 件	生 年 月 日	大 昭 年 月 日 (歳)			⑩ 乗 用 貨 物 大 中 準 普 型 型 型 通 軽 型 型 型 通 軽 特 殊 大 小 大 普 型 型 型 通 型 型 型 通 輪 輪 輪 輪	計												
	(年 齢)	平																
運 転 の 管 理 経 験		3					1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()											
1 2 年以上		2 公安委員会 の教習修了者 で1年以上		3 公安委員 会の認定														
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()			使用の本拠における自動車台数・運転者数													
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免 許 の 種 類																	
	免 許 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・														
免 許 証 等 番 号																		
⑦ 安全運転管理者の勤務の態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ()			⑪ 運 転 者 数													
	副 安 全 運 転 管 理 者 の 有 無	あり (名) なし																
⑧ 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴 (運 転 管 理 に 関 する 経 歴)	勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容	⑫ 前 管 理 者 運 転													
	自 至																	
	自 至																	
	自 至																	
	自 至																	
	自 至																	

備考 安全運転管理者選任事業所は、徳島県警察ホームページに事業所名及び住所（字名まで）を登載します。

年 月 日

① 届出者の氏名又は法人の

名称及び代表者の氏名

$$\frac{1}{T}$$

住所

(電話)

② 選任年月日		年 月 日				⑨ 使用の本拠の地区		名 称		(ふりがな)									
③ 副安全運転管理者氏名		(ふりがな)						位 置											
④ 資 格 要 件		生 年 月 日 (年 齢)		大 昭 年 月 日 (歳) 平				安全運転管理者の氏名											
		1 運転の管理 経験 1 年以上		2 運転の経験 期間 3 年以上				3 公安委員 会の認定		業種別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()							
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()				使用の本拠における自動車台数・運転者数		⑩ 乗 用 貨 物		大 中 準 普		大 中 準 普		大 小 大 普		計			
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合		免 許 の 種 類						大 中 準 普		大 中 準 普		大 中 準 普		大 小 大 普		計			
		免 許 年 月 日						大 中 準 普		大 中 準 普		大 中 準 普		大 小 大 普		計			
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様		免 許 証 等 番 号				大 中 準 普		大 中 準 普		大 中 準 普		大 小 大 普		計					
		勤 務		日 勤 隔 日 その他 ()		大 中 準 普		大 中 準 普		大 中 準 普		大 小 大 普		計					
⑧ (運転管理に 関する経歴) 副安全運転 管理者		勤 務 期 間		勤 務 所 名		職 務 上 の 地 位		業 務 内 容		⑪ 免 許 種 別		大 中 準 普		大 小 大 普		計			
		自 . .								大 中 準 普		大 小 大 普		計					
		至 . .								大 中 準 普		大 小 大 普		計					
		自 . .								大 中 準 普		大 小 大 普		計					
		至 . .								大 中 準 普		大 小 大 普		計					
		至 . .								大 中 準 普		大 小 大 普		計					
⑫ 前 副 安全 運 転 管 理 者		解 任 年 月 日		氏 名		解 任 事 由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ()											

備考 安全運転管理者選任事業所は、徳島県警察ホームページに事業所名及び住所（字名まで）を登載します。

別記様式第11号の3（1枚目・表）を次のように改める。

運転免許(失効・取消)申請書・講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿 申請日 年 月 日

フリガナ		電話番号		暗証番号	免許証①		②	
氏名		生年月日		マイナ				

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効(まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無

記載変更 (有・無)	フリガナ	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他()	



適性検査		条件(付与・解除・変更)										
裸眼	左	0.										
	右	0.										
	両	0.										
眼鏡・コンタクト												
矯正	左	0.										
	右	0.										
	両	0.										
視野	左	度	深視力	1	mm	聴力 運動 結果	適・否	検査者				
	右	度		2	mm		適・否					
	計	度		3	mm		合・不					

備考	☐ 初心標識免除(準中・普通) ☐ 高速二人乗り可 ☐ 自二1年以上										講習種別	☐ 優良 ☐ 一般 ☐ 違反 ☐ 初回 ☐ 高齢 ☐ 特任											
特失・特取 区	やむを得ず		うっかり		やむを得ず		一定の取消						申請しない 免許の種類	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 準中型 ☐ 普通 ☐ 大特									
	6月以内				6月超3年以内				3年以内		☐ 大自二 ☐ 普自二 ☐ 小特 ☐ 原付 ☐ け引												
	1	2	A	3	4	5	6	B	7	8	9	C		☐ 大二 ☐ 中二 ☐ 普二 ☐ 大特二 ☐ け引二									
理由証明	☐ 診断書 ☐ 領収書 ☐ パスポート ☐ 在所証明										氏名	上記のレ印の免許は申請しません。											
☐																							

別記様式第13号の2の2を次のように改める。

診察結果届出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師
住 所
医療機関名
氏 名

対 象 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

別記様式第15号の 9 を次のように改める。

指定自動車教習所職員講習受講申出書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住 所	
受講者	教習所名
	氏 名
	生年月日
	(I D)
道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所の職員に対する講習を、下記のとおり受講します。	
講 習 期 日	年 月 日～ 年 月 日
講 習 時 間	時間
講 習 場 所	
手 数 料 欄	

別記様式第15号の11（1枚目）を次のように改める。

(1枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

申請日

フリガナ		生年月日			電話		
氏 名		暗証番号	免許証 ①			②	
			マイナ				
		記載変更 (有・無)	フリガナ				
			新氏名				
			新国籍 新本籍				
			新住所				
		確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()				

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
有効期間を更新するもの	免許証 ・ 免許情報記録
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無
経由地での免許情報書換	有 ・ 無
経由地への免許証返納	有 ・ 無

(写 真)

適性検査			条件 (付与・解除・変更)							
裸眼	左	0.								
	右	0.								
	両	0.								
眼鏡 ・ コンタクト										
矯正	左								0.	
	右								0.	
	両								0.	
視野	左	度								
	右	度								
	計	度								
深視力	1	mm	聴力	適	・	否	検査者		確認	☐
	2	mm	運動	適	・	否				
	3	mm	結果	合	・	不				

別記様式第17号（1枚目）を次のように改める。

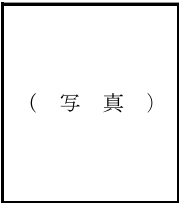
運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届

徳島県公安委員会 殿

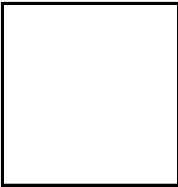
申請日

フリガナ		電話番号	
氏 名			
住 所		生年月日	

記載変更 (有・無)	フリガナ 新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
	経歴証明書 ・ マイナ経歴
手続後に希望するもの	なし・経歴証明書・マイナ経歴
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効



取消年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

別記様式第18号を次のように改める。

運転経歴証明書記載事項変更届出書兼運転経歴情報変更届出書

徳島県公安委員会 殿

届出日	年 月 日
-----	-------

フリガナ				生年月日	
届出者氏名				電話番号	
変更した事項	新	フリガナ			
		氏 名			
		住 所			
	旧	フリガナ			
		氏 名			
		住 所			

※太枠内のみ記載

--	--

確 認 書 類	☐ 住民票 ☐ 個人番号カード ☐ 公共料金							
	☐ その他()							
照 会 番 号						受 付 場 所		

別記様式第19号（1枚目・表）を次のように改める。

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ		生年月日	
氏 名		電話番号	
住 所		再交付理由	

記載変更 (有・無)	フリガナ	
	新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()



取得年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 指定講習機関の指定等に関する規則（平成2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号を次のように改める。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

名 称

代表者

所在地

公示事項等変更届出書

指定講習機関に関する規則第4条 第1項 の規定により公示事項等の変更の届出を
第3項
します。

記

- 1 業務を行っている事務所の名称
- 2 業務を行っている事務所の所在地
- 3 変更後の書類（書類の内容）
- 4 変更後の事項（書類の内容）
- 5 変更日

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正)

第4条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則(平成6年徳島県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則の表規則第5条及び第17条の項中「第5条及び第17条」を「第5条第1項(規則第17条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同項の次に次のように加える。

規則第5条第2項(規則第17条第1項において準用する場合を含む。)	書 面	別記様式第1号の 2
-----------------------------------	-----	---------------

本則の表規則第6条第1項の項中「第6条第1項」の次に「(規則第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

規則第6条第3項(規則第17条第2項において準用する場合を含む。)	許 可 書	別記様式第2号の 2
-----------------------------------	-------	---------------

別記様式第1号を次のように改める。

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

意見の聴取

弁 明

通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあった

意 見 の 聴 取

弁明の機会の付与

については、下記の者を代理人として選任し、私のために

意 見 の 聴 取

弁

明

に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取 弁 明 年月日	
代 理 人 氏 名	
代 理 人 住 所	
当 事 者 と の 関 係	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

意見の聴取
弁 明 通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあった

意見の聴取
弁明の機会については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出
の機会を付与

ます。

記

意見の聴取 弁 明 年月日	
代 理 人 氏 名	
代 理 人 住 所	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第 2 号を次のように改める。

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

意見の聴取

弁 明

通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあった

意見の聴取

弁明の機会の付与

については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請し

ます。

記

意見の聴取 弁 明 年月日	
補 佐 人 氏 名	
補 佐 人 住 所	
当 事 者 又 は そ の 代 理 人 と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

第		号
補佐人出頭許可書		
		年 月 日
殿		
年 月 日に	において行われる	
意見の聴取 弁明の機会の付与		
については、申請のあった下記補佐人の出頭を許可します。		
記		
補佐人氏名		
補佐人住所		

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第4号

意見の聴取期日・場所 弁 明 日 時・場所		変更申出書
		年 月 日
殿		
住 所 氏 名		
意見の聴取 弁 明 通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあった		
意 見 の 聴 取 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので、 弁明の機会の付与		
意見聴取の期日・場所 弁 明 日 時 ・ 場 所 の変更を申し出ます。		
記		
変更前の期日（日時） 及び場所		
希望する期日（日時） 及び場所		
理 由		

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号		
意見の聴取期日・場所 変更通知書 弁 明 日 時・場所		
年 月 日		
殿		
年 月 日に において行うこととしていた		
意見の聴取期日・場所 弁 明 日 時・場 所 を下記のとおり変更したので通知します。		
記		
	変 更 前	変 更 後
意見の聴取の期日 弁 明 の 日 時		
意見の聴取の場所 弁 明 の 場 所		

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）

第5条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年徳島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表面）を次のように改める。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

（表面）

取消処分者講習指定書									
年 月 日									
様									
徳島県公安委員会									
あなたの講習は次のとおりです。携行品を忘れずに時間までに出席してください。									
講習申請者	本籍（国籍）								
	住 所								
	フリガナ氏 名								
	年 齢	年 月 日生（ 歳）							
	電 話 番 号								
処 分	処 分 種 別	取消 拒否 運転禁止							
	処 分 年 月 日	年 月 日							
	欠 格 期 間	1 年 2 年 3 年 4 年 5 年							
講 習 日 時	1 日 目	年	月	日	午前	時から午後	時まで		
	2 日 目	年	月	日	午前	時から午後	時まで		
講 習 場 所	1 徳島県警察本部運転免許課 2 （指定講習機関の名称、住所及び電話番号を記載する。）								
講 習 区 分	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車								
携 行 品	裏面記載のとおり								
備 考							仮免許の有無	有 ・ 無	
							扱 署		扱 者

備考 処分種別、欠格期間、講習場所及び講習区分欄は、該当箇所を○で囲むこと。

別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

取消処分者講習受講申出書				
年 月 日				
(講習を行う機関名) 殿				
申出者 住 所				
氏 名				
受 講 者	フリガナ 氏 名		生年 月 日	年 月 日生
	本 籍 (国 籍)			
	住 所			
講 習 区 分		普通 二輪 原付		
仮 免 許 の 有 無		有 ・ 無		
※ 講 習 日		年 月 日		
※ 講 習 場 所				
手 数 料 欄				

備考 ※印欄は、申出者は記入しないでください。

(運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則の一部改正)

第6条 運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則（令和4年徳島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

運転免許取得者等教育申請事項変更届出書

規則第5条第1項第1号
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、規則第5条第1項第2号
規則第5条第1項第5号
に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
変 更 す る 記 載 事 項	
変 更 後 の 記 載 事 項	
変 更 日	
備 考	

備考 変更の15日前に届出すること。

運転免許取得者等教育認定添付書類変更届出書 年 月 日 徳 島 県 公 安 委 員 会 殿 住所 届出者 氏名 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 7 条第 3 項の規定により、下記事項について変更 したいので届出します。	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 す る 添 付 書 類 の 内 容	
変 更 後 の 添 付 書 類 の 内 容	
変 更 日	
備 考	

備考 変更の都度届出すること。

(運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則の一部改正)

第7条 運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則（令和4年徳島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「第4条第1項第4号」を「規則第4条第 項第4号」に、「第1条第1号」を「第1条第 号」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

氏 名

届出者

住 所

運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 申 請 事 項 変 更 届 出 書

規則第6条第1項第1号
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定により、規則第6条第1項第2号
規則第6条第1項第5号
に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 す る 記 載 事 項	
変 更 後 の 記 載 事 項	
変 更 日	
備 考	

備考 変更の15日前に届出すること。

運転免許取得者等検査認定添付書類変更届出書 年 月 日 徳 島 県 公 安 委 員 会 殿 住 所 届出者 氏 名 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 8 条第 3 項の規定により、下記事項について変更 したいので届出します。	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 す る 添 付 書 類 の 内 容	
変 更 後 の 添 付 書 類 の 内 容	
変 更 日	
備 考	

備考 変更の都度届出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 第 1 条の規定による改正後の徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第 5 条第 2 項の規定は、同項に規定する日が施行日以降である申請等について適用する。